

中津川市上下水道だより

民法改正による水道事業の定型約款について

令和2年4月1日施行の民法改正により「定型約款」に関する規定が新設され、水道の契約に関してもその適用を受けます。

中津川市においては水道供給契約の条件等を定めた「中津川市水道事業給水条例」と「中津川市水道事業給水条例施行規則」がこの定型約款に当たるものになります。

Q. 定型約款とはどういうものをいうの？

⇒「定型取引において契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」とされており、上記条例等がこれに該当します。

Q. 定型約款の規定で何か変わることがあるの？

⇒水道使用者の方への影響はありません。

水道事業はこれまでも中津川市水道事業給水条例及び中津川市給水条例施行規則に基づき運営されており、何ら変更はありません。

令和2年4月1日から新規に給水契約を結ぶ方に、中津川市水道事業給水条例等が定型約款である旨をお伝えすることが義務付けられます。

Q. 定型約款は何で確認すればいいの？

⇒インターネットの検索サイトで「中津川市 定型約款」で検索すると「給水契約の定型約款について」のページが表示されます。ここに中津川市水道事業給水条例等のリンクが貼ってありますのでクリックしてご確認いただけます。

上下水道の利用開始・廃止等の窓口のご案内

各種上下水道関係手続きについては中津川市上下水道料金センター窓口へお越しく下さい。

料金センターでは、下記のとおり土日祝日の窓口営業のほか、平日営業時間の延長を実施しております。

※市役所・文化会館の南側にある健康福祉会館の一角に専用の入り口が設けてあります。



< お問い合わせ先 >

中津川市上下水道料金センター 電話：0573-62-1285

営業時間：月～金 8：30～19：00 土日祝日 8：30～17：30

休 日：12月29日～1月3日



下水道事業の公営企業法適用について

これまでの上下水道だよりでもご案内していましたが、令和2年4月から中津川市の下水道事業（公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・個別排水事業）について、地方公営企業法が適用され、水道事業と同じ公営企業となります。

Q. 地方公営企業法を適用すると何が変わるの？

⇒会計方式が変更されます。官庁会計方式（単式簿記）から経営状況が分析しやすい企業会計方式（複式簿記）へ移行します。

Q. 地方公営企業法を適用するとどんな効果があるの？

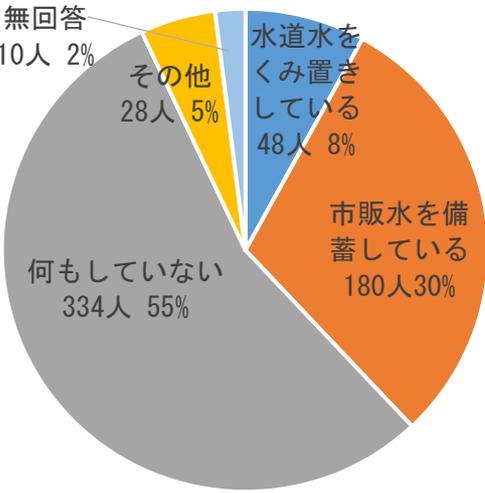
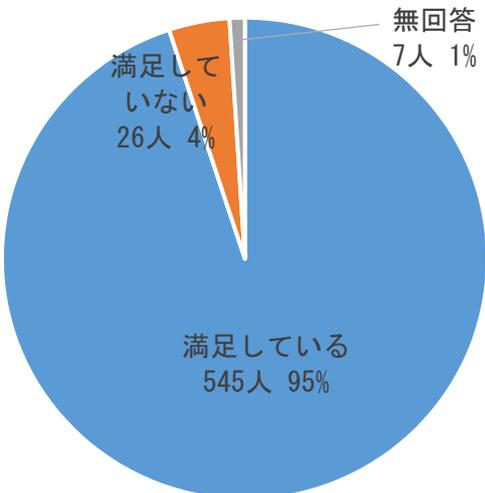
⇒① 経営状況、財政状況が見える化されます。1年間の収支を示す損益計算書や年度末時点での経営状況を示す貸借対照表等が作成できるようになり、様々な経営分析が行えます。これにより計画的な事業運営が可能になります。

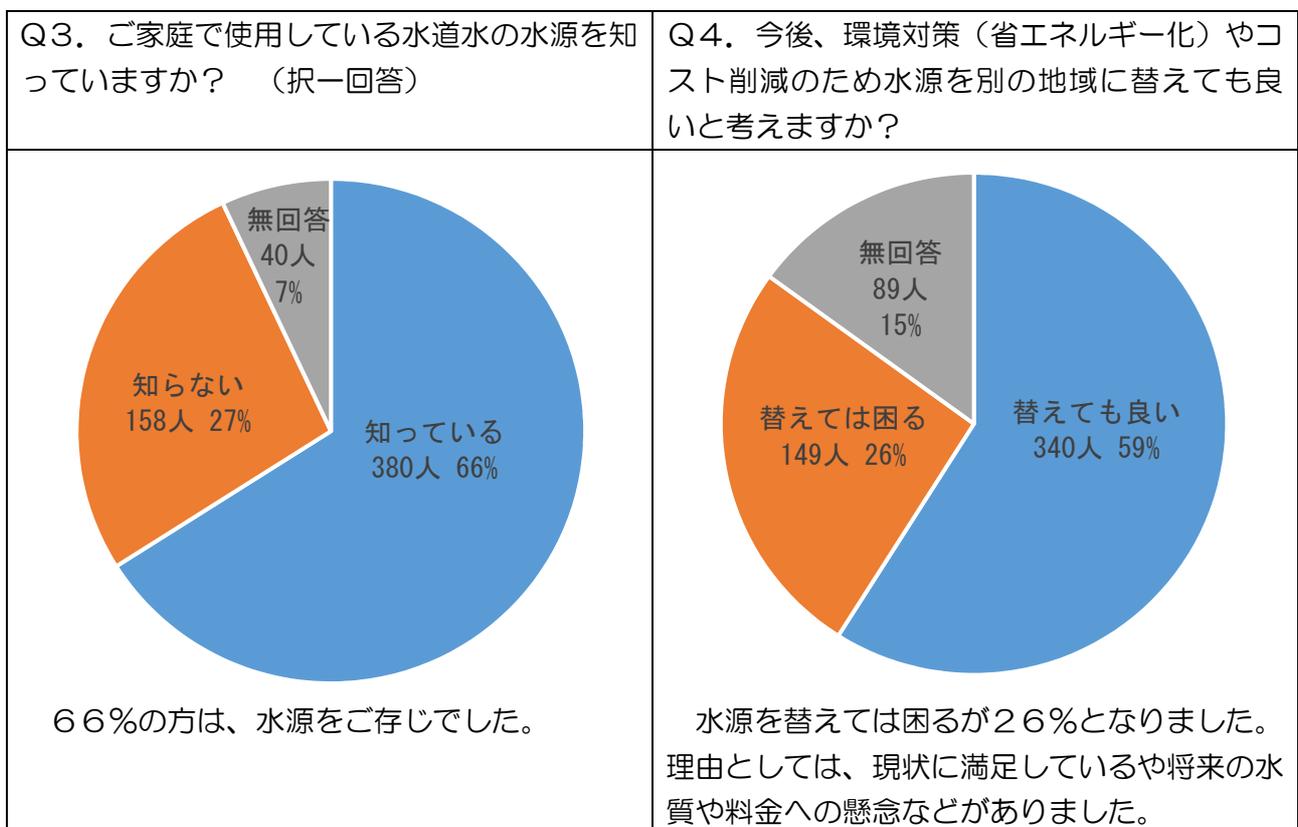
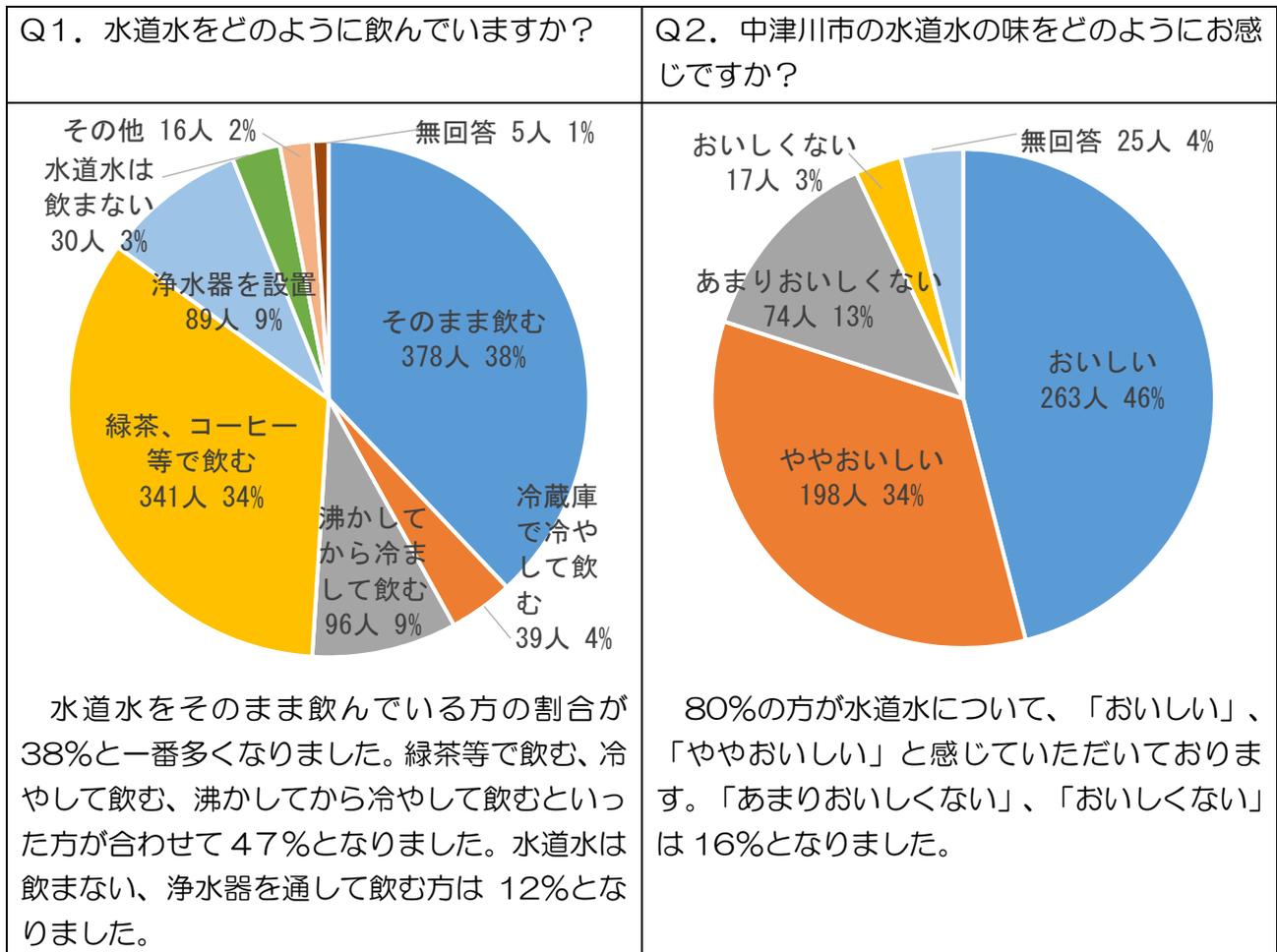
② 企業会計方式に移行すると固定資産台帳が作成されます。施設ごとに耐用年数が設定され、資産の経済的価値や老朽化の状況を把握できるようになります。これにより計画的な施設の更新、維持管理が可能となります。

③ 下水道使用料の適正化が図れます。①・②のことから下水道事業運営に必要な費用が施設更新費用を含めて中長期にわたって試算できるようになるため、より適正な受益者負担を加味した下水道使用料を検討することができるようになります。

中津川市水道に関するアンケート調査結果について～その5～

平成28年度に行ったアンケート結果について、5回に分けて掲載してきましたが、最後に次の6つを紹介します。

Q1. 災害に備えて飲み水を用意していますか？ （複数回答）	Q2. 蛇口から出る水の勢いについて、どのように感じていますか？ （択一回答）																														
 <table border="1"><caption>Q1. 災害に備えて飲み水を用意していますか？</caption><thead><tr><th>回答</th><th>人数</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>何もしていない</td><td>334人</td><td>55%</td></tr><tr><td>市販水を備蓄している</td><td>180人</td><td>30%</td></tr><tr><td>水道水をくみ置きしている</td><td>48人</td><td>8%</td></tr><tr><td>その他</td><td>28人</td><td>5%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>10人</td><td>2%</td></tr></tbody></table> <p>飲み水を用意していない方が55%、用意のある方が38%となりました。</p>	回答	人数	割合	何もしていない	334人	55%	市販水を備蓄している	180人	30%	水道水をくみ置きしている	48人	8%	その他	28人	5%	無回答	10人	2%	 <table border="1"><caption>Q2. 蛇口から出る水の勢いについて、どのように感じていますか？</caption><thead><tr><th>回答</th><th>人数</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>満足している</td><td>545人</td><td>95%</td></tr><tr><td>満足していない</td><td>26人</td><td>4%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>7人</td><td>1%</td></tr></tbody></table> <p>95%の方が水圧に満足されていました。</p>	回答	人数	割合	満足している	545人	95%	満足していない	26人	4%	無回答	7人	1%
回答	人数	割合																													
何もしていない	334人	55%																													
市販水を備蓄している	180人	30%																													
水道水をくみ置きしている	48人	8%																													
その他	28人	5%																													
無回答	10人	2%																													
回答	人数	割合																													
満足している	545人	95%																													
満足していない	26人	4%																													
無回答	7人	1%																													



アンケートの詳細についてはインターネットの検索サイトで「中津川市 水道 アンケート」と検索いただくと確認できます。

今後も皆様に安心して使っていただける水道サービスを提供できるよう、引き続き、水道水の品質向上、職員の技術向上に取り組んでまいります。

下水道マンホール紀行～その5～

今回は坂本地区のマンホールを紹介しました。今回は坂下地区のものを紹介します。

坂下地区マンホールデザイン

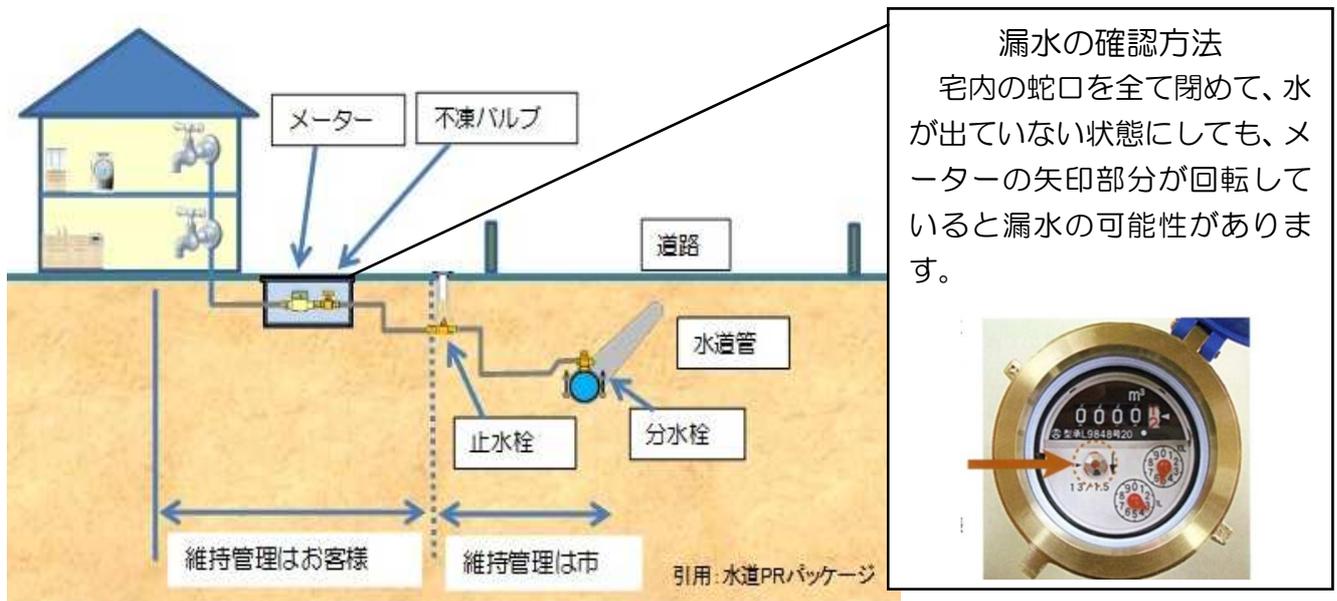
真ん中に旧坂下町の町章が描かれ、上半分は檜の森、下には川を泳ぐ鮎を描いています。

旧坂下町は、町の東側に木曾川が流れており、鮎釣りが盛んです。また町の面積の7割が森林で昔から檜や杉が植林されていることからこのデザインになりました。



宅地内の水道管の管理について

今年は記録的な暖冬でしたので、水道管の凍結破損の報告は少なく推移しましたが、例年1月から2月にかけて、主に下図の分水栓から宅内配管までの間で凍結による断水や漏水の被害が発生しております。



図中央の止水栓までが市の管理する施設となり、点線部分から宅内側がお客様の管理する施設となります。冬季においては露出配管部分に保温材を巻く、不凍バルブなどで水抜きを行うなど凍結防止にご協力ください。

もし、お客様の管理する施設で漏水が発生した場合はお客様負担で修理していただくこととなります。漏水の可能性がある場合は、「中津川市指定給水装置工事事業者」（詳細は市HPで「指定給水装置工事事業者」と検索ください。）に調査、修理を依頼してください。